

デジタル放送推進のための行動計画(第10次)【抜粋】

(平成21年12月1日 地上デジタル推進全国会議)

第2部 各主体が取り組むべき事項

ケーブルテレビ事業者

5. デジアナ変換の暫定的導入の検討

デジアナ変換の暫定的導入に関する諸課題を整理するとともに、総務省からの要請を受けて、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、できるだけ多くのケーブルテレビ事業者においてデジアナ変換が導入されるよう、関係者とともに諸課題の整理状況を踏まえ導入の検討を行う。また、導入することができない場合は代替措置の検討を行う。

また、デジアナ変換の暫定的導入は、各ケーブルテレビ事業者が諸課題の整理状況を踏まえ判断するものであるが、暫定的な導入にあたっては、導入に対する国民、関係者等の理解醸成を図るため、導入の目的、運用期間、機能上の制約、運用期間終了後のデジタル化対応の必要性等の周知・広報を行う。

さらに、地上アナログ放送停波後の空き周波数帯の電波を利用する放送等からの混信については、当事者同士による協議を円滑に推進するよう、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が設置した関係者との協議の場において、当事者間の情報共有方法や混信対策の対応ガイドラインの策定等の検討を行う。